

別表

補助メニュー	補助対象者	補助対象経費等	補助額又は補助率等	補助上限
種苗代支援事業	花巻農協遠野地域野菜生産部会 花巻農協沿岸産直部会 農事組合法人 農業者	ピーマンの種苗代 種からの育苗は、定植した苗の本数とする。	20円/本以内	50万円/団体 10万円/人
		アスパラガスの種苗代	1/2以内	50万円/団体 10万円/人
		キャベツの種苗代	1/2以内	50万円/団体 10万円/人
		カボチャの種苗代	1/2以内	50万円/団体 10万円/人
		冬野菜の種苗代 11月から3月に収穫される野菜であること。	1/2以内	50万円/団体 10万円/人
		スナップエンドウの種苗代	1/2以内	50万円/団体 10万円/人
		キヌサヤの種苗代	1/2以内	50万円/団体 10万円/人
		インゲンの種苗代	1/2以内	50万円/団体 10万円/人
		春菊の種苗代	1/2以内	50万円/団体 10万円/人
	タマネギの種苗代	苗の場合 5円/本以内 種の場合 1/2以内	50万円/団体 10万円/人	
販売農家	花卉の種苗代	1/2以内	10万円/戸	
農事組合法人 農業者	野菜等の種苗代 前記の作物以外の産地交付金対象作物であること。（えだまめ、にんじん、ねぎ、にんにく、ばれいしょ、加工用トマト、ニラ、ほうれんそう、トマト、ミニトマト、とうもろこし、はくさい、きゅうり、しいたけ、セリ、クレソン）	1/2以内	50万円/団体 10万円/人	
生産資機材費等支援事業	花巻農協遠野地域野菜生産部会 花巻農協沿岸産直部会 農事組合法人 農業者	栽培用ハウス購入設置経費	1/2以内	30万円/棟
		栽培用ハウス修繕、補強経費	1/2以内	10万円/棟
		ピーマン防草シート資材経費	1/2以内	10万円/人、団体
		ピーマン灌水設備経費	1/2以内	10万円/人、団体
		ピーマントンネル設備経費及び設備設置に要する経費	2/3以内	20万円/人、団体
	アスパラガス生産資材経費 作付1年目の資材に限る。	1/2以内	10万円/人、団体	
農事組合法人 農業者	野菜等栽培用設備経費及び農業機械経費 種苗代助成の対象となる野菜等を対象に用いるものであること。ただし、他の補助メニューの対象となるものは除く。	1/2以内	20万円/人、団体	
花巻農協稲作部会大槌支部	カントリーエレベーター利用料 花巻農業協同組合が管理する遠野カントリーエレベーターの利用料であること。	1/10以内	上限2万円/人	
耕作放棄地等解消支援事業	農事組合法人 農業者	1年以上作付け実績がない農地等の解消のための経費で次に掲げるものであること。 ・砕石ロータリー等による土づくり経費 ・耕作放棄地の解消に必要な種苗代や機械器具（附属品及び部品を含む。）等の資材経費	10,000円/10a以内	3万円/人、団体
震災影響緩和取組支援事業	花巻農業協同組合 農業者	カメムシ防除剤経費 仮設住宅付近での薬剤飛散を軽減させる対策であること。また、助成額については、粉剤との差額分とする。	10/10以内	
	農業者団体 農事組合法人 農業者	堆肥運搬費 津波浸水農地に無償提供される堆肥の運搬費用（車両のリース代等）であること。	1/2以内	3万円/団体
特用林産物生産支援事業	生産者	特用林産物（きのこ類、わさび、山菜類等）の生産資材経費 自生する特用林産物は除く。	1/2以内	10万円/人
		有害鳥獣侵入防止柵の購入経費	1/2以内	10万円/人
自発的提案型取組支援事業	農業者団体 農事組合法人 農業者	販路拡大、特産品開発等への取組に対する経費 取組から3年間は継続が見込まれる農業者の所得向上対策事業であること。ただし、他の補助メニューの対象となるものは除く。	1/2以内	20万円/団体 10万円/人
スマート農業導入支援実証事業	農事組合法人 農業者	自動運転農業機械、農業用ドローン、農業用アシストスーツ及び環境制御型施設設備の導入に係る経費。ただし、適宜導入効果の調査報告に協力すること。	1/2以内	30万円/人、団体
農業用施設等災害対策等支援事業				
1 災害に係る農業用施設等の復旧支援事業	農業者団体 農事組合法人 農業者	災害による被災箇所の復旧作業又は応急復旧等に要する次の経費であること。ただし、他の補助事業の対象とされた部分を除く。 ・工事費 ・資材購入費 ・重機借上料	2/3以内	20万円/団体 10万円/人
		災害による被災箇所であって、且つ、町復旧事業の箇所に隣接し2次災害が予測される箇所の復旧作業又は応急復旧等に要する次の経費であること。ただし、他の補助事業の対象とされた部分を除く。 ・工事費 ・資材購入費 ・重機借上料	2/3以内	共用施設の場合 15万円/箇所
		4 共同利用農業用施設修繕等支援事業	農業者団体 農事組合法人 農業者	災害以外の要因による地形変化等に起因する農業用施設又は農地の破損等の復旧作業又は応急復旧等に要する経費であること。ただし、他の補助事業の対象とされた部分を除く。 ・工事費 ・資材購入費 ・重機借上料

(補足事項)

・補助対象とする経費は、補助金交付の申請をした日から1年を遡及した期間内において着手し、且つ、当該年度内に支払が完了した場合とする。